

I 総括

1 沿革

昭和 43 年 4 月 1 日	習志野市・八千代市を管轄区域として、習志野保健所が設置された。 仮事務所は習志野市市民会館に置いた。 (従前は船橋保健所の管轄区域)
昭和 43 年 8 月 8 日	習志野保健所の旧庁舎が完成した。 (鉄筋コンクリート造 2 階建 延面積 841 m ²)
昭和 43 年 8 月 10 日	庁舎完成の落成式を行う。仮事務所から旧庁舎に移転した。
平成 4 年 3 月 31 日	習志野市と現在地(本大久保 5 丁目)の賃貸借契約を締結した。
平成 5 年 11 月 4 日	習志野保健所の現庁舎が完成した。 (鉄筋コンクリート造 4 階建 延面積 2,243.9 m ²)
平成 6 年 1 月 12 日	現庁舎完成の落成式を行う。旧庁舎から現庁舎に移転した。
平成 6 年 4 月 30 日	旧保健所庁舎を習志野市へ移管した。
平成 9 年 4 月 1 日	[地域保健法]の施行に伴い、業務・組織が変更された。 組織は、これまでの 4 課から 1 課 7 班の体制となる。 (総務課、企画調整班、地域指導班、疾病対策班、精神保健福祉班、 検査班、食品衛生班、環境衛生班)
平成 12 年 4 月 1 日	業務・組織が変更され、6 課 1 班の体制となる。 (総務課、企画調整班、地域指導課、疾病対策課、精神保健福祉課、 検査課、生活衛生課)
平成 15 年 4 月 1 日	鎌ヶ谷市が管轄区域に加わる。
平成 16 年 4 月 1 日	習志野健康福祉センター(保健所)と改称し、6 課 1 班体制となる。 (総務企画課、地域保健福祉課、精神保健福祉課、健康生活支援課、 広域検査課、食品広域監視班、監査指導課)
平成 17 年 4 月 1 日	精神保健福祉課が地域保健福祉課に統合され、5 課 1 班体制となる。 (総務企画課、地域保健福祉課、健康生活支援課、広域検査課、食品 広域監視班、監査指導課)
平成 20 年 4 月 1 日	業務・組織の変更があり、広域検査課が検査課へ、食品広域監視班が 食品機動監視班へと名称が変更された。
平成 24 年 4 月 1 日	業務・組織の変更があり、食品機動監視班が食品機動監視課となり、 6 課体制となる。(総務企画課、地域保健福祉課、健康生活支援課、検査 課、食品機動監視課、監査指導課)
平成 25 年 4 月 1 日	業務・組織の変更があり、地域保健福祉課を地域保健課と地域福祉課 へ、健康生活支援課を疾病対策課と生活衛生課へ再編し、8 課体制とな る。(総務企画課、地域保健課、地域福祉課、疾病対策課、生活衛生課、 検査課、食品機動監視課、監査指導課)
平成 28 年 4 月 1 日	業務・組織の変更があり、総務企画課を総務課と企画課へ再編し、9 課 体制となる。(総務課、企画課、地域保健課、地域福祉課、疾病対策課、 生活衛生課、検査課、食品機動監視課、監査指導課)

表1 歴代所長

代	氏 名	在 任 期 間	代	氏 名	在 任 期 間
初代	沖 山 鏢三郎	昭和 43.4.1~47.3.31	15 代	安 井 成 美	平成 3.4.1 ~5.3.31
2 代	相 沢 多 満	昭和 48.4.1~49.3.31	16 代	内 田 佐太臣	平成 5.4.1 ~8.3.31
3 代	長井 和行(兼)	昭和 49.4.1~49.9.30	17 代	溝 口 勝	平成 8.4.1 ~12.3.31
4 代	内田 早苗(兼)	昭和 49.10.1~50.5.30	18 代	大 野 由記子	平成 12.4.1 ~15.3.31
5 代	楠 本 浩	昭和 50.6.1~54.4.19	19 代	山 崎 彰 美	平成 15.4.1 ~17.3.31
6 代	服 部 隆 男	昭和 54.4.20~56.6.15	20 代	井 上 孝 夫	平成 17.4.1 ~19.3.31
7 代	楠 本 浩(兼)	昭和 56.6.16~58.3.31	21 代	高 地 刀志行	平成 19.4.1 ~21.3.31
8 代	稲 田 正 實 (兼)	昭和 58.4.1~59.3.31	22 代	藤 木 哲 郎	平成 21.4.1 ~24.3.31
9 代	丸 山 正 雄	昭和 59.4.1~61.3.31	23 代	井 上 孝 夫	平成 24.4.1 ~26.3.31
10 代	稲 田 正 實 (兼)	昭和 61.4.1~62.3.31	24 代	新 玲 子	平成 26.4.1 ~27.3.31
11 代	石 毛 義 治	昭和 62.4.1~63.3.31	25 代	江 口 弘 久	平成 27.4.1 ~29.3.31
12 代	安 藤 俊 朗 (兼)	昭和 63.4.1~63.6.30	26 代	久 保 秀 一	平成 29.4.1 ~31.3.31
13 代	實 川 浩	昭和 63.7.1~平成 2.3.31	27 代	杉 戸 一 寿	平成 31.4.1 ~
14 代	安 藤 由記男	平成 2.4.1~3.3.31			

2 概要

当保健所の管轄区域は、千葉県の北西部に位置する習志野市、八千代市及び鎌ヶ谷市の3市である。

健康福祉センターとしての監査、福祉関係業務には上記3市の他に、千葉市、船橋市、市川市及び浦安市を管轄とするものがある。

習志野市と八千代市を合わせた面積は72平方キロメートルで、地勢は臨海部と内陸部に大別され、東京湾を臨む臨海部は、埋立事業(京葉港埋立)により造成された土地とこれに接する旧海岸部分の平坦地とからなる。鎌ヶ谷市は面積21平方キロメートルで、都心から25キロメートル圏内にあり首都近郊の住宅都市として発展してきている。土地利用は大きく分けると、丘陵部北部は山林、田畑の農林地区で、それより臨海部に至る部分は、工業、商業、住宅地区として都市的土地利用となっている。

管内は都心から25～35キロメートルの圏内にあり、JR、京成電鉄等の交通機関で都心と結ばれている。その地理的条件から、戦後の我が国経済の高度成長に伴う産業構造の変化と人口の都市集中化の影響を受け、首都東京のベッドタウンとして臨海部、内陸部における大規模な住宅開発や、内陸部における工業団地の造成等により人口が急激に増加した地域である。平成8年4月には東葉高速鉄道(西船橋～勝田台間)が開通し、沿線の住宅造成によりさらに人口が増加し、その後もゆるやかに増加が続いている。

このような状況の中で、住民の保健・医療・福祉に対する要請も多様化・高度化しており、県民のニーズに応える行政を推進するとともに、県民サービスの向上に努めている。

3 管内の状況

(1)管内の人口及び世帯数等の概況

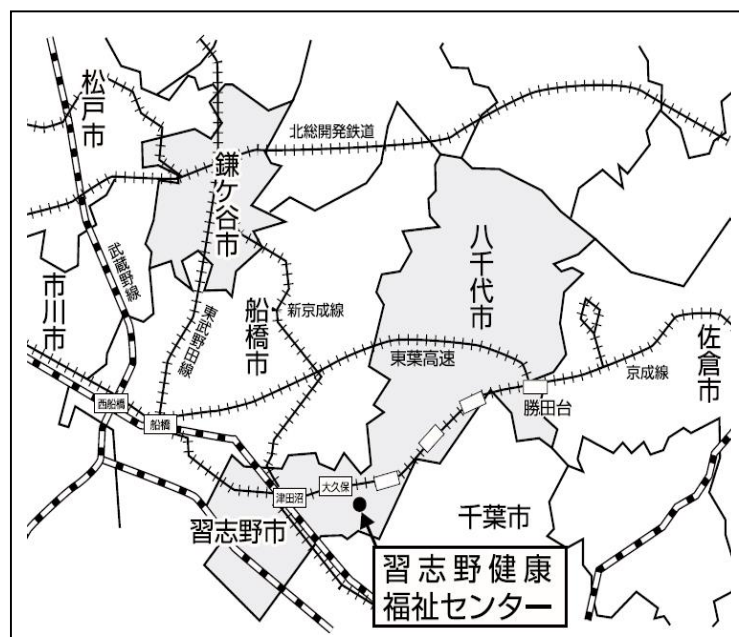
表3－(1)管内人口及び世帯数等の概況

区 分	世 帯 数 (世帯)	人 口 (人)	人 口 密 度 (人／k m ²)	面 積 (k m ²)
管 内	224,365	490,201	5,246.15	93.44
習 志 野 市	82,658	176,101	8,397.75	20.97
八 千 代 市	91,906	204,426	3,977.93	51.39
鎌 ヶ 谷 市	49,801	109,674	5,202.75	21.08
県 総 数	2,911,312	6,275,423	1,216.99	5,156.48

出典：(人口)令和6年10月1日現在 千葉県毎月常住人口調査

(面積)国土地理院 令和6年全国都道府県市区町村別面積調

図3－(1)管内図



(2)管内人口の年齢構成

管内人口の年齢構成は表3－(2)－ア 年齢構成の推移のとおりで、令和6年4月1日現在の年齢三区分別によると、0歳～14歳までの年少人口の割合は11.8%、15歳～64歳までの生産年齢人口は62.9%、65歳以上の老年人口は25.2%で年少人口・生産年齢人口の割合は県平均より高く老年人口割合は県平均より下回っている。

管内人口を昨年度数値と比較すると、年少人口は昨年度より0.3%減少し、老人年齢人口は令和元年度以降横ばいに増加している。年少人口の減少が引き続き認められることから、少子高齢化が進んでいると認められる。

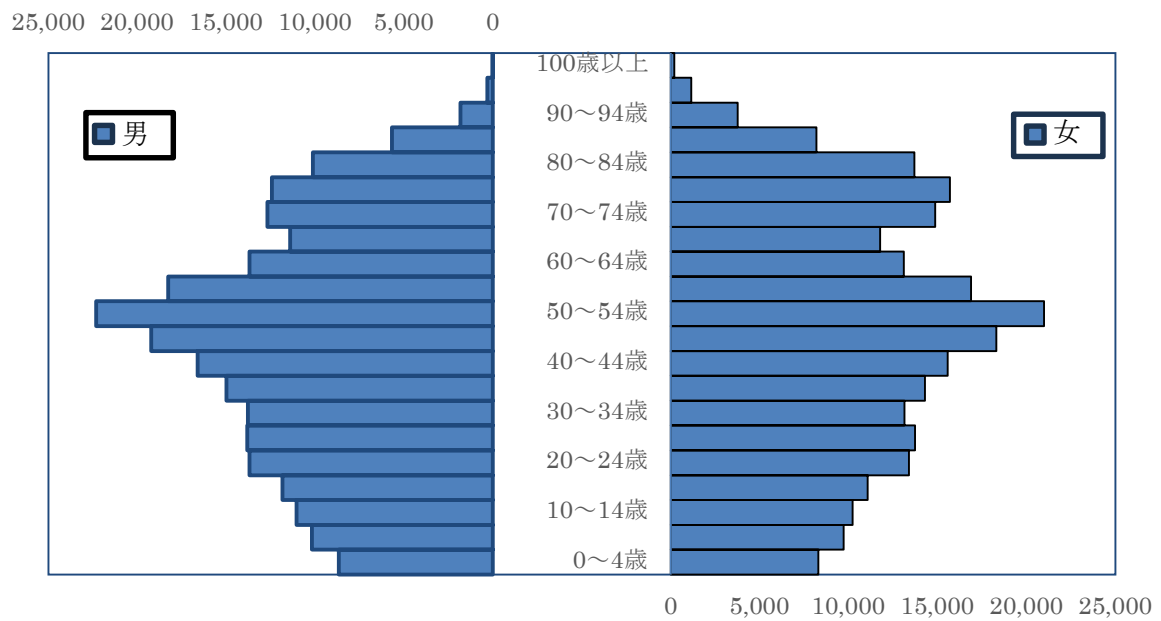
令和6年4月1日現在の管内の年齢5歳階級別人口構成は、図3－(2)及び表3－(2)－イのとおりである。

表3-(2)-ア 年齢構成の推移 (単位:人)

	年	総人口	年少人口		生産年齢人口		老年人口		不詳	
			0歳 ～14歳	%	15歳 ～64歳	%	65歳～	%		%
管内	21	460,083	66,559	(14.4)	306,061	(66.5)	87,463	(19.0)	—	—
	26	468,586	65,017	(13.8)	296,640	(63.3)	106,929	(22.8)	—	—
	R元	482,277	62,125	(12.8)	299,502	(62.1)	120,650	(25.0)	—	—
	R4	488,299	60,311	(12.3)	304,584	(62.3)	123,404	(25.2)	—	—
	R5	489,325	59,310	(12.1)	306,606	(62.6)	123,409	(25.2)	—	—
	R6	490,578	58,142	(11.8)	308,641	(62.9)	123,795	(25.2)	—	—
習志野市	21	161,130	22,719	(14.0)	108,546	(67.3)	29,865	(18.5)	—	—
	26	165,536	22,709	(13.7)	107,101	(64.6)	35,726	(21.5)	—	—
	R元	173,362	22,681	(13.0)	110,480	(63.7)	40,201	(23.1)	—	—
	R4	175,076	22,123	(12.6)	111,693	(63.7)	41,260	(23.5)	—	—
	R5	175,043	21,667	(12.3)	112,135	(64.0)	41,241	(23.5)	—	—
	R6	175,027	21,230	(12.1)	112,291	(64.1)	41,506	(23.7)	—	—
八千代市	21	191,469	29,346	(15.3)	126,120	(65.8)	36,003	(18.8)	—	—
	26	193,332	27,977	(14.4)	121,217	(62.6)	44,138	(22.8)	—	—
	R元	198,965	26,239	(13.1)	123,016	(61.8)	49,710	(24.9)	—	—
	R4	203,524	25,704	(12.6)	127,035	(62.4)	50,785	(24.9)	—	—
	R5	204,818	25,455	(12.4)	128,475	(62.7)	50,888	(24.8)	—	—
	R6	205,965	25,013	(12.1)	129,902	(63.0)	51,050	(24.7)	—	—
鎌ヶ谷市	21	107,484	14,494	(13.4)	71,395	(66.4)	21,595	(20.0)	—	—
	26	109,718	14,331	(13.0)	68,322	(62.2)	27,065	(24.6)	—	—
	R元	109,950	13,205	(12.0)	66,006	(60.0)	30,739	(27.9)	—	—
	R4	109,699	12,484	(11.3)	65,856	(60.0)	31,359	(28.5)	—	—
	R5	109,464	12,188	(11.1)	65,996	(60.2)	31,280	(28.5)	—	—
	R6	109,586	11,899	(10.8)	66,448	(60.6)	31,239	(28.5)	—	—
県総数	21	6,239,145	835,721	(13.3)	4,164,546	(66.7)	1,238,878	(19.8)	—	—
	26	6,244,455	803,141	(12.8)	3,953,803	(63.3)	1,487,511	(23.8)	—	—
	R元	6,308,561	765,342	(12.1)	3,854,573	(61.1)	1,688,646	(26.7)	—	—
	R4	6,305,476	736,282	(11.6)	3,834,066	(60.8)	1,735,128	(27.5)	—	—
	R5	6,307,481	724,299	(11.4)	3,845,562	(60.9)	1,737,620	(27.5)	—	—
	R6	6,308,398	709,203	(11.2)	3,857,172	(61.1)	1,742,023	(27.6)	—	—

出典:千葉県年齢別・町丁字別人口(各年4月1日現在)

図3－(2)管内年齢5歳階級別人口構成図(令和6年4月1日現在)



出典：千葉県年齢別・町丁字別人口(令和6年4月1日現在)

表3－(2)－イ 管内及び市町村・性・年齢階級別人口 （単位：人）

年齢 区分	総数	年少人口			生産年齢人口										老年人口							
		0 ～	5 ～	10 ～	15 ～	20 ～	25 ～	30 ～	35 ～	40 ～	45 ～	50 ～	55 ～	60 ～	65 ～	70 ～	75 ～	80 ～	85 ～	90 ～	95 ～	100 ～
管内 総数	490,578	16,971	19,901	21,270	22,895	27,096	27,544	26,910	29,279	32,166	37,509	43,311	35,145	26,786	23,188	27,559	28,123	23,818	13,855	5,582	1,452	218
男	242,384	8,657	10,179	11,042	11,821	13,686	13,809	13,768	14,983	16,592	19,199	22,305	18,256	13,681	11,403	12,681	12,413	10,119	5,664	1,814	297	15
女	248,194	8,314	9,722	10,228	11,074	13,410	13,735	13,142	14,296	15,574	18,310	21,006	16,889	13,105	11,785	14,878	15,710	13,699	8,191	3,768	1,155	203
習志野市 総数	175,027	6,065	7,383	7,782	8,346	10,399	10,309	9,788	10,783	12,036	13,574	14,891	12,597	9,568	8,144	9,196	9,103	7,670	4,765	1,998	549	81
男	86,954	3,095	3,801	4,001	4,438	5,453	5,274	5,075	5,510	6,225	6,927	7,649	6,549	4,865	4,005	4,213	4,057	3,194	1,873	635	111	4
女	88,073	2,970	3,582	3,781	3,908	4,946	5,035	4,713	5,273	5,811	6,647	7,242	6,048	4,703	4,139	4,983	5,046	4,476	2,892	1,363	438	77
八千代市 総数	205,965	7,574	8,569	8,870	9,728	11,140	11,511	11,546	12,346	13,328	15,604	18,570	14,961	11,168	9,444	11,251	11,485	10,054	5,814	2,312	595	95
男	101,509	3,869	4,400	4,651	4,967	5,470	5,728	5,827	6,298	6,843	7,950	9,443	7,778	5,727	4,654	5,263	5,023	4,262	2,436	779	134	7
女	104,456	3,705	4,169	4,219	4,761	5,670	5,783	5,719	6,048	6,485	7,654	9,127	7,183	5,441	4,790	5,988	6,462	5,792	3,378	1,533	461	88
鎌ヶ谷市 総数	109,586	3,332	3,949	4,618	4,821	5,557	5,724	5,576	6,150	6,802	8,331	9,850	7,587	6,050	5,600	7,112	7,535	6,094	3,276	1,272	308	42
男	53,921	1,693	1,978	2,390	2,416	2,763	2,807	2,866	3,175	3,524	4,322	5,213	3,929	3,089	2,744	3,205	3,333	2,663	1,355	400	52	4
女	55,665	1,639	1,971	2,228	2,405	2,794	2,917	2,710	2,975	3,278	4,009	4,637	3,658	2,961	2,856	3,907	4,202	3,431	1,921	872	256	38
千葉県 総数	6,308,398	203,449	224,226	261,528	277,718	331,724	347,587	340,324	368,778	404,261	466,375	522,784	435,675	631,946	343,439	410,906	389,776	309,295	181,309	81,282	22,727	3,289
男	3,139,640	104,075	125,263	134,562	142,775	170,621	180,319	177,645	192,055	209,736	242,190	270,806	225,474	184,732	170,015	195,508	177,590	134,633	71,469	25,086	4,700	386
女	3,168,758	99,374	118,963	126,966	134,943	161,103	167,268	162,679	176,723	194,525	224,185	251,978	210,201	177,214	173,424	215,398	212,186	174,662	109,840	56,196	18,027	2,903

出典：千葉県年齢別・町丁字別人口（令和6年 4 月 1 日現在）

4 健康相談

表4 健康福祉相談及び検査の日

(令和6年4月1日現在)

区 分		曜 日	時 間	備 考
精神保健福祉相談		偶数月 第1火曜日	14:00～16:00	予約制 八千代市障害者福祉センター
		第2火曜日	14:00～16:00	予約制 習志野健康福祉センター
		第4木曜日	14:00～16:00	予約制 鎌ケ谷市総合福祉保健センター
DV相談		電話相談 月～金曜日	9:00～17:00	専用電話 047-475-5966
		来所相談 月曜日	※詳細は電話にて	来所相談予約制
「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」に係る相談		電話相談 月～金曜日	9:00～17:00	専用電話 047-474-1389
HIV 相談・検査	即日検査	第1、3水曜日	9:30～10:00	予約制
	夜間検査	偶数月 第1水曜日	17:15～17:45	予約制
肝炎ウイルス検査 (B型・C型)		第1、3水曜日 偶数月 第1水曜日	9:30～10:00 17:15～17:45	予約制
腸内細菌検査		毎月2回火曜日	9:00～10:30	-
思春期相談		原則第3火曜日	9:30～11:30	予約制 習志野健康福祉センター
			9:30～11:30	予約制 鎌ケ谷市総合福祉保健センター
結核管理・接触者健康診断		第1、3水曜日	13:15～14:15	個別通知

5 各種委員会

(1) 習志野健康福祉センター運営協議会

地域保健法第 11 条及び千葉県行政組織条例第 28 条第 1 項の規定により設置している。

地域保健法第 11 条：

第 5 条第 1 項に規定する地方公共団体は、保健所の所管区域内の地域保健及び保健所の運営に関する事項を審議させるため、当該地方公共団体の条例で定めるところにより、保健所に、運営協議会を置くことができる。

千葉県行政組織条例第 28 条第 1 項：

県に別表第二上欄に掲げる附属機関を置き、当該附属機関において担任する事務は、同表下欄に掲げるとおりとする。

別表第二

附属機関名	担任する事務
健康福祉センター運営協議会	健康福祉センターの所管区域内の地域保健及び地域福祉並びに健康福祉センターの運営に関する事項を審議すること。

表5－(1)運営協議会委員名簿(令和6年9月1日現在)

(順不同・敬称略)

現 職 名	氏 名
習 志 野 市 長	宮 本 泰 介
八 千 代 市 長	服 部 友 則
鎌 ケ 谷 市 長	芝 田 裕 美
千 葉 県 議 会 議 員	伊 藤 寛
千 葉 県 議 会 議 員	鈴 木 均
千 葉 県 議 会 議 員	横 山 秀 明
千 葉 県 議 会 議 員	茂 呂 剛
千 葉 県 議 会 議 員	秋 葉 就 一
千 葉 県 議 会 議 員	岩 波 初 美
千 葉 県 議 会 議 員	松 澤 武 人
習 志 野 市 医 師 会 長	三 束 武 司
八 千 代 市 医 師 会 長	加 瀬 卓
鎌 ケ 谷 市 医 師 会 長	原 沢 健 壽
習 志 野 市 歯 科 医 師 会 長	齋 藤 守

現 職 名	氏 名
八 千 代 市 歯 科 医 師 会 長	柴 崎 聡
船 橋 歯 科 医 師 会 総 務 理 事	皆 川 学
習 志 野 市 薬 剤 師 会 長	武 田 未 佳
八 千 代 市 薬 剤 師 会 長	小 川 敦
船 橋 薬 剤 師 会 長	杉 山 宏 之
京 葉 地 域 獣 医 師 会 長	桑 島 智
千 葉 県 看 護 協 会 船 橋 地 区 部 会 員	森 田 かほる
習 志 野 市 社 会 福 祉 協 議 会 専 務 理 事	野 村 浩 一
八 千 代 市 社 会 福 祉 協 議 会 長	綱 島 照 雄
習 志 野 市 母 子 保 健 推 進 員 の 会 会 長	武 田 恵 理
習 志 野 保 健 所 管 内 食 品 衛 生 協 会	藤 田 修 一 郎
鎌 ヶ 谷 市 食 生 活 改 善 推 進 協 議 会 長	横 井 隆 子
千 葉 県 美 容 業 生 活 衛 生 同 業 組 合 習 志 野 支 部 長	鈴 木 真 由 美

(2) 習志野保健所感染症診査協議会

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 24 条の規定により設置している。

法律第 24 条：

各保健所に感染症の診査に関する協議会を置く。

(診査する内容)

法律第 18 条第 1 項による通知、第 20 条第 1 項及び第 26 条の規定による一類感染症及び二類感染症の患者に対する 10 日以内の入院勧告、第 20 条第 4 項及び第 26 条の規定による前述の患者に対する延長入院の必要の是非、並びに第 37 条の 2 第 1 項の規定による申請に基づく費用の負担に関し必要な事項を診査する。

表5－(2) 感染症診査協議会委員名簿(令和6年4月1日現在)

(順不同・敬称略)

現 職 名	氏 名
公益財団法人ちば県民予防財団副理事長 総合検診センター	鈴 木 公 典
千 葉 県 済 生 会 習 志 野 病 院 呼 吸 器 内 科 部 長	黒 田 文 伸
東京ベイ・浦安市川医療センター副センター長兼小児科部長	畠 井 芳 穂
千 葉 県 司 法 書 士 会 司 法 書 士	佐 久 間 梓
千葉人権擁護委員協議会習志野支部会委員	伊 藤 希 実 子

6 機構及び事務内容

センター長(技)	総務課 6名	1 庶務に関する事。 2 センター運営協議会に関する事。 3 職員の安全衛生管理に関する事。 4 予算、決算に関する事。 5 庁舎管理に関する事。
	企画課 5名	1 医務に関する事。 2 業務に関する事。 3 免許に関する事。 4 医療施設等の調査に関する事。 5 人口動態統計、保健衛生上の統計及び調査に関する事。 6 情報の収集、整理及び活用に関する事。 7 地域が抱える課題に即した調査・研究に関する事。 8 企画及び調整に関する事。 9 保健所実習・地域保健臨床研修に関する事。
	地域保健課 15名	1 保健師関係指導事業に関する事。 2 母子保健に関する事。 3 成人・老人保健に関する事。 4 一人ひとりに応じた健康支援事業に関する事。 5 総合的な自殺対策推進事業に関する事。 6 地域・職域連携推進事業に関する事。 7 栄養改善事業に関する事。 8 歯科保健事業に関する事。 9 精神保健福祉相談事業に関する事。 10 肝炎対策事業に関する事。 11 難病対策事業に関する事。 12 市町村支援に関する事。
	副センター長(事)	
	副センター長(技)	
	副センター長(技)	
	地域福祉課 5名	1 母子父子寡婦福祉に関する事。 2 特別児童扶養手当の認定及び支給に関する事。 3 戦傷病者・戦没者遺族等の援護業務に関する事。 4 民生(児童)委員及び主任児童委員に関する事。 5 高齢者・障害者・児童福祉に関する事。 6 配偶者暴力相談支援センターの業務に関する事。 7 中核地域生活支援センター事業に関する事。
	疾病対策課 10名	1 健康危機管理(感染症)に関する事。 2 結核予防事業に関する事。 3 感染症対策事業に関する事。 4 予防接種事業に関する事。 5 エイズ予防対策事業に関する事。 6 原爆被爆者対策事業に関する事。 7 臓器移植対策事業に関する事。 8 石綿健康被害対策事業に関する事。
	生活衛生課 9名	1 食品衛生法の施行に関する事。 2 乳等省令の施行に関する事。 3 製菓衛生師法の施行に関する事。 4 ふぐの取扱い等に関する条例の施行に関する事。 5 食品営業者等の衛生教育、食品衛生管理者及び食品衛生責任者の届出に関する事。 6 狂犬病予防法、千葉県動物の愛護及び管理に関する条例の施行に関する事。 7 動物の愛護及び管理に関する法律に関する事。 8 旅館業法、公衆浴場法、興行場法、理容師法、美容師法、クリーニング業法に関する事。 9 建築物における衛生的環境の確保に関する法律、化製場等に関する法律、温泉法に関する事。 10 遊泳用プールの衛生、飲用井戸、ねずみ等衛生害虫、住宅衛生等の相談、指導に関する事。
	検査課 6名	1 感染症・食中毒に係る検査に関する事。 2 食品衛生検査に関する事。 3 血液・血清等臨床検査に関する事。 4 腸内細菌検査に関する事。
	食品機動 監視課 4名	1 調理・製造・販売・加工施設等の監視指導に関する事。 2 食品表示法に関する事。 3 輸入食品の監視に関する事。 4 大規模店舗・特定給食施設の監視指導に関する事。 5 食品の収去検査に関する事。 6 食中毒の施設調査に関する事。
	監査指導課 10名	1 社会福祉事業を実施する社会福祉法人の運営管理及び会計管理の指導監査に関する事。 2 保育所、特別養護老人ホーム、指定障害者支援施設等の運営管理及び入所者処遇の指導監査に関する事。 3 指定障害者福祉サービス事業所の実地指導に関する事。 4 認可外保育施設の立入調査に関する事。 5 有料老人ホームの立入検査に関する事。 6 介護老人保険施設の実地指導に関する事。

※令和6年12月1日付け

7 職員数及び配置状況

表7 職員配置

(令和6年12月1日現在)

	所長 (センター長)	次長 (副センター長)	総務課 【課長】	企画課 【課長】	地域保健課 【課長】	地域福祉課 【課長】	疾病対策課 【課長】	生活衛生課 【課長】	検査課 【課長】	食品機動監視課 【課長】	監査指導課 【課長】	計
合計	1	3	6 (1)	5	15	5 (2)	10	9	6	4	10	74(3)
医師	1		【 1 6 (1) 1	【 1 2	【 1 7	【 1 5	【 1 8	【 1 3	【 1 6	【 1 2	【 1 10	23(1)
薬剤師			【 1 6 (1) 1	【 1 2	【 1 7	【 1 5	【 1 8	【 1 3	【 1 6	【 1 2	【 1 10	23(1)
獣医師		1	【 1 6 (1) 1	【 1 2	【 1 7	【 1 5	【 1 8	【 1 3	【 1 6	【 1 2	【 1 10	23(1)
保健師		1	【 1 6 (1) 1	【 1 2	【 1 7	【 1 5	【 1 8	【 1 3	【 1 6	【 1 2	【 1 10	23(1)
診療放射線技師			【 1 6 (1) 1	【 1 2	【 1 7	【 1 5	【 1 8	【 1 3	【 1 6	【 1 2	【 1 10	23(1)
臨床検査技師			【 1 6 (1) 1	【 1 2	【 1 7	【 1 5	【 1 8	【 1 3	【 1 6	【 1 2	【 1 10	23(1)
管理栄養士			【 1 6 (1) 1	【 1 2	【 1 7	【 1 5	【 1 8	【 1 3	【 1 6	【 1 2	【 1 10	23(1)
精神保健福祉士			【 1 6 (1) 1	【 1 2	【 1 7	【 1 5	【 1 8	【 1 3	【 1 6	【 1 2	【 1 10	23(1)
その他の技術職員			【 1 6 (1) 1	【 1 2	【 1 7	【 1 5	【 1 8	【 1 3	【 1 6	【 1 2	【 1 10	23(1)
食品衛生監視員 (再掲)	1	1				()	1	10		4		15
環境衛生監視員 (再掲)	1	1				()	1	11		4		16

(注)

- ・技術職員の内訳は、主たる職種。また、兼務職員の内訳は()に、課長の職種は、【 】内に再掲。
- ・再任用職員・臨時的任用職員・育休任期付職員を含む。